

後期高齢者医療保険料 7月に保険料額をお知らせします

【令和5年度保険料の計算方法】

$$\begin{array}{c} \text{均等割} \\ \text{【1人当たりの額】} \\ 51,892 \text{ 円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{所得割} \\ \text{【被保険者本人の所得に応じた額】} \\ \text{(令和4年中の所得} - 43 \text{ 万円)}^{※4} \\ \times 10.98\% \end{array} = \begin{array}{c} \text{1年間の保険料} \\ \text{【限度額】66 万円} \\ \text{(100 円未満切捨)} \end{array}$$

※4：前年の所得金額により、控除額が異なる場合があります。

- 所得の少ない方は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料を軽減します。
- 年度の途中で加入した際は、加入した月からの月割で計算します。
- 災害などでの所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料の支払いが困難な方は、保険料減免を受けられる場合があります。

【保険料の支払い方法】

「年金からの支払い」と「口座振替」から選ぶことができます。口座振替を希望される方は、町税務課収納グループ（☎ 73-7506）にお問い合わせください。

※支払いが困難な場合もご相談ください。

【国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料に関わる問い合わせ（共通）】
 町税務課課税グループ ☎ 73-7505

国民年金

保険料の納付に困ったら相談を

収入の減少や失業など経済的な理由により保険料の納付が難しくなったとき、保険料を未納のままにしておくと将来の「老齢基礎年金」や、障がい・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

保険料を納めることができないときは、下記の「申請免除制度」をご検討ください。

【免除を受けるための条件】

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定の金額以下であること
 ※令和5年7月～令和6年6月の保険料は令和4年中の所得で審査を行います。
 ※離職（退職・失業）された場合、その方の前年所得をゼロとみなして審査します。この特例は原則、離職された年とその翌年に申請された場合に限りです。

【承認期間】

7月から翌年6月まで
 ※申請する月の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請できます。

【申請に必要なもの】

- ・本人確認書類（運転免許証など）
- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・雇用保険被保険者離職票など（離職された方がいる場合）

【問い合わせ】

町住民保健課国保グループ ☎ 73-7508

申請免除制度

- ①全額免除
 - ②一部免除（ $\frac{3}{4}$ 免除・半額免除・ $\frac{1}{4}$ 免除）
- ※免除の承認を受けた期間は年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に含まれます。ただし、一部免除を受けた場合、保険料を納めていない期間は未納扱いとなりますのでご注意ください。

国民健康保険税 課税限度額・軽減判定基準額が変わります

税制改正により令和5年度に課税限度額(表1)と低所得者世帯の軽減判定所得基準額(表2)を変更します。

【表1】課税限度額

区分	令和4年度	令和5年度
医療分	63 万円	65 万円
後期高齢者支援金分	19 万円	20 万円
介護納付金分	17 万円	変更なし



納税通知書(赤色)は7月中旬に発送予定

【表2】均等割・平等割の軽減割合および軽減判定基準額

軽減割合	軽減判定基準額（令和4年度）	軽減判定基準額（令和5年度）
7割	43万円 + 10万円 × (給与所得者などの人数 ^{※1} - 1)	変更なし
5割	43万円 + 28万5千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) ^{※2} + 10万円 × (給与所得者などの人数 - 1)	43万円 + 29万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者などの人数 - 1)
2割	43万円 + 52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者などの人数 - 1)	43万円 + 53万5千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者などの人数 - 1)

※1：世帯主（国保加入の有無問わず）・特定同一世帯所属者・被保険者の総所得額の合計が軽減判定基準額以下となる場合、均等割と平等割が減額されます

※2：給与所得を有する方と、公的年金（国民年金、厚生年金、企業年金）受給者

※3：国民健康保険から後期高齢者医療保険へ移行済の世帯員

介護保険料 7月に保険料額をお知らせします

介護保険料は、第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）に基づき、本人と世帯員の前年の所得状況によって決定されます。詳しくは【表3】をご確認ください。

【表3】令和5年度介護保険料

段階区分	対象基準	年間保険料
1	生活保護を受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税、世帯全員が住民税非課税で合計所得金額 + 課税年金収入額が年額 80 万円以下の方	18,500 円
2	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額 + 課税年金収入額が年額 120 万円以下の方	30,900 円
3	世帯全員が住民税非課税で第1・第2段階に該当しない方	43,300 円
4	住民税課税世帯で本人が非課税、合計所得金額 + 課税年金収入額が年額 80 万円以下の方	55,700 円
5	住民税課税世帯で本人が非課税、第4段階に該当しない方	61,900 円
6	本人が住民税を課税されており、合計所得が 120 万円未満の方	74,200 円
7	本人が住民税を課税されており、合計所得が 120 万円以上 210 万円未満の方	80,400 円
8	本人が住民税を課税されており、合計所得が 210 万円以上 320 万円未満の方	92,800 円
9	本人が住民税を課税されており、合計所得が 320 万円以上の方	105,200 円



介護保険料納付通知書(青色)は7月中旬に発送予定

※**新型コロナの影響による保険税、保険料の減免制度**
 各保険税・保険料は、新型コロナウイルスの影響により減収などが見込まれる場合、減免されることがあります。詳しくは町ホームページ、各保険税・保険料の納税通知書、納付通知書に同封のチラシをご覧ください。

